

○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件

〔平成二十七年九月三十日 財務省告示第三百十三号〕
〔最終改正 令和八年九月九日 財務省告示第二百四十一号〕

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を次のように指定する。
別表の上欄に掲げる法人、当該法人の同表の中欄に掲げる基金及び当該基金に係る同表の下欄に掲げる期間

別表

公益法人等 （所在地）	基金	期間
公益社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）	異常補填積立基金	令和四年四月二十八日から令和五年三月三十一日まで、同年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで、同年四月三十日から令和七年三月三十一日まで、同年四月三十日から令和八年三月三十一日まで及び同年四月三十日から令和九年三月三十一日まで
生命保険契約者保護機構（東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル九階）	保険契約者保護資金	平成二十七年八月七日から令和四年三月三十一日まで
損害保険契約者保護機構（東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地）	保険契約者保護資金	令和六年九月九日から令和七年三月三十一日まで、同年九月九日から令和八年三月三十一日まで及び同年九月九日から令和九年三月三十一日まで